

居宅介護支援説明書

(令和 年 月 日)

1. 社会福祉法人敬親会 指定居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	社会福祉法人敬親会 在宅介護支援センター いがのしろ
所在地	伊賀市山出字金坪2220番地の10
介護保険指定番号	指定居宅介護支援事業所 (伊賀市2471200143号)
サービスを提供する地域	原則として伊賀市とする

(2) 同事業所の職員体制

管理者 1名 (常勤・介護支援専門員兼務)
介護支援専門員 1名以上 (常勤) 計 2名以上

(3) 営業時間

月 ~ 日	午前 8時30分～午後 5時30分
-------	-------------------

* 緊急連絡先 0595-22-0001

* 休業日は12月29日から翌年1月3日までです。

2. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 0595-22-0001 (午前8時30分～午後5時30分まで)

担当 久保 大

* ご不明な点は、なんでもおたずねください。

3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

状態の把握

↓ 利用者本人や家族に面接し、抱えている問題点や解決すべき課題を分析します

計画の原案の作成

↓ 在宅サービス事業者に関する情報が提供され、利用者が事業者を選びます

サービス担当者との連絡・調整

↓ 介護支援専門員を中心に、サービスの担当者や利用者本人・家族も参加し、円滑に

↓ サービスを利用出来るように、情報交換等を行います

介護サービス計画の作成

↓ (介護サービスの基本方針、目標、サービスの種類・内容など)

↓ 介護サービス計画はサービスを受ける利用者の希望や心身の状態をよく考慮して

↓ 作られます

利用者の同意

↓ 計画の内容が利用者の希望に沿っているか確認します

(1) サービス事業所選択について

- ① 利用者の意思に基づいたサービス事業所との契約であることを尊重し、利用者及びその家族などの求めに応じ、サービス種類に応じた複数の事業所の紹介を行い選択していただくことができます。また、居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。
- ② アセスメントにおいて導かれる課題などに対応するための事業所選択にあたり、介護支援専門員は複数の事業所を紹介し、利用者及びその家族が希望する事業所を選択することができます。
- ③ 利用者及びその家族より求めがない場合、介護支援専門員は複数の事業所を提案し、それらの情報をもとに利用者及びその家族は事業所の選択ができます。
- ④ 利用者が事業所選択を行うにあたり、判断、選択が難しいと介護支援専門員が判断した場合、その家族及び代理者に複数の事業所を紹介または提案し選択することができます。
- ⑤ 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙の通りである。

4. 利用料金

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

*保険料の滞納等により、法定代理受領が出来なくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日、市町村の窓口に提出しますと、全額払い戻しを受けます。(要介護度1～2・11, 088円、要介護度3～5・14,406円)

(2) その他の費用

通常実施区域以外の方の利用申請があった場合、交通費については、利用者、家族の同意を得てから実費を徴収する。

*交通費について(電車等交通機関の利用の場合は実費、車の利用の場合
10円/kmの実費とし、施設からグーグルマップにて検索した距離とする。)

(3) 解約料

利用者はいつでも解約することができ、一切料金がかかりません。

5. 当事業所の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営の方針

利用者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう総合的かつ効率的にサービスの提供を行います。事業の運営にあたっては、伊賀市介護高齢福祉課、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めます。

(2) 介護支援専門員の変更

変更を希望される方はお申し出下さい。

(3) 調査(課題把握)の方法

担当職員が居宅等を訪問し面談、聞き取りを実施します。

- (4) 介護支援専門員への研修の実施
年数回研修を実施しています。
- (5) 個人情報保護
職員は業務上知りえた利用者及び家族の個人情報を保護し、職員でなくなったのちにおいても、これらの個人情報を保護すべき旨を職員との雇用契約の内容とする。
- (6) 業務継続計画の策定等について
 - ① 感染症や非常災害の発生において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
 - ② 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
 - ③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。
- (7) 事業所において感染症が発症し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じます。
 - ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設置し、おおむね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について職員に周知徹底しています。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的 to 実施する。
- (8) 高齢者虐待防止の措置
法人内に虐待防止委員会を設置し、担当者の配置、指針の整備、従業者への定期的な研修の実施及び従業者への周知徹底を行うことで、虐待防止のための取り組みを行います。
- (9) ハラスメント防止の措置
訪問先における職員又は利用者・ご家族からのハラスメントを防止するため法人内に担当者を設置し、防止に取り組みます。また、定期的にハラスメントについての研修の受講、事業所内での会議を開催し予防啓発に取り組みます。
発生したハラスメントについては、毅然とした態度で、法人の定めに従い対応いたします。

6. サービスの終了

利用者の都合によりサービスを終了する場合には、事前に口頭又は文書にてお申し出頂くことで、いつでもサービスを終了できます。

また、以下の場合には自動的にサービスが終了となります。

- ① 利用者が介護保険施設に入所された場合。
- ② 利用者が亡くなられた場合、または被保険者資格を喪失された場合。
- ③ 利用者の要介護認定区分が、要支援または非該当（自立）と認定された場合。
- ④ 利用者が他の指定居宅介護支援事業所に変更をされた場合。

なお、利用者の都合、居宅介護支援事業所のやむを得ない事情などにより、サービスが終了となる場合、速やかに次の事業所に引継ぎが行えるように支援させていただきます。引継ぎの際は利用者、その家族の意向に沿えるように配慮します。

7. サービス内容に関する相談・苦情

(1) 当事業所のお客さま相談・苦情担当

提供したサービスに関する利用者からの苦情に迅速且つ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置します。利用者からの苦情に対して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行います。

担 当 久保 大 電 話 0595-22-0001

(2) その他

当事業所以外に、伊賀市介護高齢福祉課又は市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

伊賀市 健康福祉部 介護高齢福祉課 0595-26-3939

(受付時間 9:00～17:15)

三重県国民健康保険団体連合会介護保険課苦情処理係 059-222-4165

(受付時間 9:00～17:00)

三重県社会福祉協議会 運営適正化委員 059-224-8111

(受付時間 9:00～17:00)

8. 事故発生時の対応

利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者家族、市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

当事業所の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 敬親会
代表者役職・氏名	理事長 杉 本 安 司
本所所在地	伊賀市山出字金坪2220番地の10
電話番号	0595-22-0001
営業所数等	居宅介護支援 1ヶ所 通所介護 1ヶ所 短期入所生活介護 1ヶ所

居宅介護支援の提供開始にあたり、本書面に基づいて重要な事項を説明致しました。

事業者

住 所 伊賀市山出字金坪 2220 番地 10
名 称 在宅介護支援センター いがのしろ
説明者 所属 介護支援専門員
氏名

印

私は、本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受けました。

利用者 住 所

氏 名

印

代理人 住 所

氏 名

印

身元引受人 住 所

氏 名

印